

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称 中山間地域総合整備事業市野々地区第10号工事

工事の場所 一関市萩荘字南沢 地内

2 農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/003543.html>

(優先順位)

第2条 この工事における仕様書の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 特記仕様書

(2) 農業土木工事共通仕様書

(施工管理)

第3条 受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

2 受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

3 農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

<http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/003546.html>

(工期)

第4条 この工事の完成期限は、平成30年5月10日までとする。

(施工年度区分)

第5条 この工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとするが、平成30年4月30日には営農が可能となるよう仕上げなければならない。

| 施工年度 | 各工種の施工年度とその区分 | 期限 |
|--------|------------------------|------------|
| 平成29年度 | 暗渠排水工 A=1.51ha | 平成30年3月23日 |
| | 補助暗渠工（整地工を除く） A=1.51ha | |
| 平成30年度 | 補助暗渠工（整地工） A=1.51ha | 平成30年5月10日 |

(工期内の休日等)

第6条 工期に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含まれている。

2 工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月4日見込んでいる。

3 受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第23条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 降雨等により、作業不能日数に大幅なかい離が生じた場合

(2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

(設計内容の照査)

第7条 受注者は、設計図書について十分に照査を行い、条件変更等を発見したときは直ちに発注者へ通知し確認を得なければならない。

なお、次のような場合には監督職員に提案するものとする。

- (1) 他の工法等によりコスト縮減が可能な場合
- (2) 機能を損なわず、より効率的な構造での施工が可能な場合

(施工条件)

第8条 この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

- 2 本工事区域を明確にするため、工事境界にはプラスチック杭（頭部：赤、4.5 cm×4.5 cm）を設置しており、その境界杭は、工事により紛失してはならない。

(設計図書の変更)

第9条 現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
- (2) 転石又は湧水が出現した場合
- (3) 表土が不足する場合
- (4) 第三者との協議結果に伴う場合
- (5) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合

(東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例)

第10条 この工事は、別紙に示す東日本大震災津波発災以降の工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(工事測量)

第11条 受注者は、工事の施工に使用する「任意の測量標」を設置したときは、速やかに工事測量成果表を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

(第三者に対する措置)

第12条 受注者は、工事の施工に先立ち、工事用地又は地区境界等の工事施工範囲を確認しなければならない。

なお、確認に当たっては、必要に応じて、別途監督職員が提示する用地図又は地区境界図と現地に設置している境界杭等の位置を精査・照合しなければならない。

- 2 受注者は、前項の精査・照合の結果、境界杭等の亡失を確認した場合は、監督職員に報告するものとし、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 4 受注者は、公道に近接して作業する場合には、出入口や施工箇所交通誘導警備員等を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。

また、公道上で作業を行う場合は、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。

(建設副産物)

第13条 この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

| 区 分 | 処 理 先 |
|-----|-----------------------------|
| 廃プラ | 一関市花泉町日形地内 (片道：L=25.9km) |

- 2 再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付すること。

(工食用資材)

第14条 この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。

「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。

<http://www.pref.iwate.jp/kankyouseisaku/nintei/index.html>

(施工段階確認)

第15条 この工事の施工段階確認は、次表の確認時期・頻度（一般監督）により行うものとする。

- 2 受注者は、施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願（立会願）を提出しなければならない。

また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出すること。

- 3 受注者は、次表に示す以外の工種について、受注者が自主的に行った検査の記録を監督職員が求めた場合には、これに応じなければならない。

| 工 種 | 確認内容 | 確認時期・頻度 (一般監督) | 備 考 |
|-----|--------|---|-----|
| 吸水渠 | 布設深、間隔 | 初期施工段階の1本で、その上下流端の2箇所、ただし1本の布設延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所 | |
| 集水渠 | 布設深 | 初期施工段階で1ヶ所 | |

(仮設工)

第16条 この工事の仮設工については、すべて任意仮設とする。

- 2 受注者は、造成される施設の用地以外で任意仮設に使用する用地について、予め所有者の承諾を得たうえで着手するものとし、当該用地使用後は、原形復旧し、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(交通安全管理)

第17条 この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成5年法律第43号、平成6年5月10日施行）により、ダンプカーの過積載防止

措置等法令遵守の徹底を図るものとする。

- (1) 施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底させること。

(被災農林漁家の優先雇用)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、平成 28 年 8 月から 9 月に発生した台風 10 号等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求があった場合は、速やかに報告するものとする。

(関係法令の遵守)

第 19 条 受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

(提出書類)

第 20 条 監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

- (1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
- (2) 出来形管理記録資料
- (3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で 1 部作成のこと）
- (4) 品質管理記録資料
- (5) 材料承諾願
- (6) その他監督職員が必要と認めたもの

(各工種の特記仕様書)

第 21 条 この工事における各工種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別紙を参照のこと。

- (1) 暗渠排水工(自動埋設型暗渠工法 (モミガラ))仕様書
- (2) 電子納品特記仕様書〔工事〕

- 2 この工事の施工は、岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとする。なお、現地状況により形状等を変更することがある。ほ場整備標準図については、下記ホームページを参照のこと。

<http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/017093.html>

(定めなき事項)

第 22 条 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。

別 紙（第 10 条関係）

東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例

(1) インフレスライド

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005586.html |
| 請求の時期 | 直近の労務賃金等の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで |

(2) 単品スライド

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005591.html |
| 請求の時期 | 直近の対象資材の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで |

(3) 単価適用年月の変更

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/003468.html |
| 請求の時期 | 当初工事請負契約締結日から 14 日以内 |

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。 |
| ホームページ URL | http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/019367.html |
| 請求の時期 | 工事施工場所に対象資材を搬入する 7 日前まで |

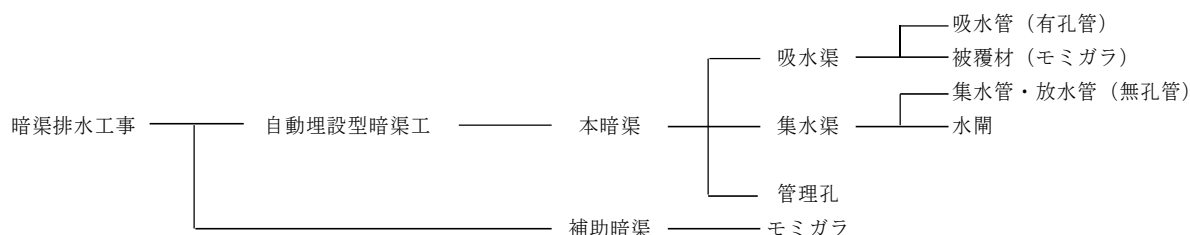
(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

| | |
|------------|---|
| 内 容 | ① 労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ② 上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/017091.html |
| 請求の時期 | 実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第 |

暗渠排水工(自動埋設型暗渠工法(モミガラ))特記仕様書

1 暗渠排水工事の構成

- (1) 本仕様書における自動埋設型暗渠工(本暗渠)とは、吸水渠の排水管と被覆材を同時に埋設する工法であること。
- (2) 本仕様書における補助暗渠とは、自動埋設型暗渠工(本暗渠)と直交して計画する疎水材のみを埋設する工法であること。
なお、構成は次のとおりであること。



2 施工計画

この工事の範囲は、設計図面に示すとおりであるが、現地踏査の上、区画毎の渠線計画などを記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得てから工事着手すること。
なお、渠線計画については、区画の長辺方向に平行になるよう努めること。

3 施工及び管理基準

- (1) 施工に当たっては、「ほ場整備事業標準設計図(岩手県農林水産部発行)」以下、「標準図集」という。)を参考とすること。
- (2) 出来形管理に当たっては、「自動埋設型暗渠及び補助暗渠の出来形管理基準の制定について」によること。

4 準備

- (1) 表土の泥濘化を防止するため、田面に浅溝を掘り地表を乾かすよう努めること。
- (2) 施工計画に基づき現地に杭等で渠線位置を表示し、監督職員の確認を得ること。

5 材料承諾

- (1) 主要材料の規格及び品質は、次のとおりとし、事前に使用材料の仕様書を提出の上、監督職員の承諾を得ること。
 - ① 吸水管は、JIS K 6761 に定める品質に準ずるポリエチレン製の有孔管とし、内面平滑のスリーブ加工製品(ロールタイプ)とすること。
 - ② 集水管は、JIS K 6761 に定める品質に準ずるポリエチレン製の無孔管とし、内面平滑のものとする。
 - ③ 水閘と放水管の継手等は、JIS K 6741 に定める品質に準ずる硬質塩化ビニル製とすること。
- (2) 被覆材に使用するモミガラは、入手先や保管方法等によっては放射性セシウムが含まれている可能性も否定できないことから、次のとおり監督職員の指示に従うこと。
 - ① 被覆材を現場に搬入する前に、被覆材の入手先(地域)や保管方法等について監督職員に報告すること。
 - ② 監督職員の承諾を得た後、現場に搬入すること。

- ③ なお、被覆材の放射性セシウム濃度の検査を行う場合があるので、その際は監督職員の指示に従うこと。

6 吸水渠

- (1) 渠線ごとに下流から上流に向かって施工すること。
- (2) 吸水管及び被覆材は、水平に埋設すること。
- (3) 被覆材は、十分に乾燥したモミガラを使用することとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。
- (4) 管理孔は、農作業機械等による破損が生じない位置に設置すること。

7 集水渠

- (1) 吸水渠との接合部から下流側に勾配を付け施工すること。
- (2) 掘削及び埋戻しは、表土と基盤土を区別して施工すること。
- (3) 埋戻しは、管の浮上移動を防止するため速やかに行うとともに、管の離脱やつぶれ、破損等が生じないように留意すること。
- (4) 掘削した溝畔部分は特に入念に埋戻し土羽打ちを行い、水田湛水等によって崩壊しないようにすること。
- (5) 水閘は水路溝畔部の営農に支障なく管理も容易な位置に設置するものとし、集水管と同時に埋設すること。
- (6) 放水管吐出口の位置は、管底を排水路底より最低 15cm 以上、上側に設置することが望ましいが、所定の深さを確保できない場合には、監督職員と協議すること。
- (7) 水閘は、水平水閘の使用を基本とする。

8 補助暗渠

使用する材料は十分に乾燥したモミガラとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。

9 田面整地仕上及び雑物処理

- (1) 田面の整地は、表面が乾いた後、ブルドーザーで行うこと。
- (2) 施工にあたって発生した石礫、木片等の雑物は、ほ場外に搬出すること。

10 その他

- (1) 本特記仕様書及び標準図集による施工が困難と判断される場合は、監督職員と協議すること。
- (2) 枝管、曲管、片落管、水閘、管理孔等の接合部は、乾燥したウエスにより汚れをふき取り後、ポリ用テープ等により十分接着すること。
- (3) 重機の移動など施工以外でも畦溝畔等を損壊した場合には、現状に復旧すること。
- (4) 施工後、放水管吐出口からの排水状況を確認すること。

電子納品特記仕様書〔工事〕

1 適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

(○) 本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
 () 本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---------------|-----------------------|-----|-----|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | 発注図面 | ○ | | |
| DRAWINGS/SPEC | 特記仕様書 | ○ | | |
| MEET/ORG | 工事打合せ簿、出来形管理 品質管理等 | | △ | |
| | 建設材料の品質記録保存 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第3編 1-1-3に示すもののみ対象とする |
| | コンクリート構造物の品質確保 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第1編 3-1-2に示すもののみ対象とする |
| PLAN/ORG | 施工計画書 | | △ | |
| DRAWINGF | 完成図 | | ○ | 前項において「義務」と定めた工 種以外については、「協議」とす る |
| PHOTO/PIC | 工事写真書類 | | ○ | |
| PHOTO/DRA | 参考図 | | △ | |
| OTHARS/ORG | その他の資料 | | △ | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

- 4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）により1部提出すること。
- 5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔工事〕

平成 年 月 日

様

請負者

住 所

氏 名

現場代理人氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

| | | | | | |
|---------|-------------------|----|----|-------------|----|
| 工事名 | | | | CORINS 登録番号 | |
| 電子媒体の種類 | 規格 | 単位 | 数量 | 納品年月 | 備考 |
| CD-R | IS09660 (レベル1) | 部 | | 平成 年 月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

[備考]

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：平成__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__

○ CD-R への表記例



事前協議チェックシート〔工事〕

1 協議実施日等

| | | | |
|-------|-----|----|-------|
| 工事名 | | | |
| 協議実施日 | | 平成 | 年 月 日 |
| 出席者 | 発注者 | | |
| | 受注者 | | |

2 電子納品の取扱い

(1) 電子納品対象書類

| フォルダー | チェック | 書類名 | 作成者 | | 備考 (部分的に紙納品する場合などを記載) |
|---------------|------|----------------|-----|-----|--------------------------|
| | | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | | 発注図面 | | | |
| DRAWINGS/SPEC | | 特記仕様書 | | | |
| MEET/ORG | | 工事打合せ簿 | | | |
| | | 出来形管理 | | | |
| | | 品質管理 | | | |
| | | 建設材料の品質記録保存 | | | |
| | | コンクリート構造物の品質確保 | | | |
| PLAN/ORG | | 施工計画書 | | | |
| DRAWINGF | | 完成図 | | | |
| PHOTO/PIC | | 工事写真書類 | | | |
| PHOTO/DRA | | 参考図 | | | |
| OTHARS/ORG | | その他の資料 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※1 建設材料の品質記録保存は、土木工事共通特記仕様書 第3編1-1-4に示すもののみ対象とする

※2 コンクリート構造物の品質確保は、土木工事共通特記仕様書 第1編3-1-2に示すもののみ対象とする

※3 チェック欄は、各書類を「電子データ」で作成するか、「紙」で作成するかを記入すること。

3 施行中における情報交換の手段

| 項目 | チェック | 確認内容 |
|-----------------------|------|--------------------------|
| 電子メールの利用 | | 情報交換に電子メールを利用する |
| | | 情報交換に電子メールを利用しない |
| 電子メールを利用する場合の 確認事項 | | 受信確認の徹底 |
| | | ファイル容量 (1通当り 2 MB以下) |
| | | ファイル命名規則 [] |
| | | ログの保存 |
| | | ウイルスチェック、セキュリティーパッチ適用の徹底 |

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

4 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

| 項目 | チェック | 確認内容 |
|--------------------|------|---------------------------------|
| 報告書・打合せ簿等の文書データ | | Microsoft社 Word2000に対応したファイル形式 |
| 表計算データ | | Microsoft社 Excel2000に対応したファイル形式 |
| CADデータ | | SXF (sfc) 形式 |
| 写真等の画像データ | | JPEG形式〔但し参考図はTIFF(G4)形式でも可とする〕 |
| その他全般 | | PDF形式 |
| 上記形式以外で、使用するファイル形式 | | [] |
| | | [] |

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

※ CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。なお、SXF(sfc)に対応できない場合については、発注者の承諾を得た上でSXF(p21)で作成してもよい。

5 国の要領等の確認

| 区分 | チェック | 国の要領等 |
|----------|------|--------------------------|
| 農業農村整備関係 | 【土木】 | 設計業務等の電子納品要領（案） |
| | | 工事完成図書等の電子納品要領（案） |
| | | 電子化図面データの作成要領（案） |
| | | 電子化写真データの作成要領（案） |
| | | 測量成果電子納品要領（案） |
| | | 地質・土質調査成果電子納品要領（案） |
| | 【電気】 | 設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編 |
| | | 工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編 |
| | | 電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編 |
| | 【機械】 | 設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編 |
| | | 工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編 |
| | | 電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編 |

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

6 施行中のデータ保管方法

| 項目 | チェック | 確認内容 |
|-----------------|------|-------------|
| 通常データを保管する機器 | | 機器名 [] |
| | | 容量 [GB・MB] |
| データのバックアップを行う機器 | | 機器名 [] |
| | | 容量 [GB・MB] |
| バックアップを行う時期 | | 時期 [日ごと] |

※ 対応する項目の確認内容を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

7 その他

| 項目 | チェック | 確認内容 |
|----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 項目及び確認内容に必要な事項を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。